



愛南町地域自立支援協議会

愛南町地域自立支援協議会は、障がいのある人が地域の中で安心安全に暮らせるよう関係機関で地域課題を共有し、その対応策について協議を行っています。

協議会には、具体的な協議を行う場として、くらし部会、こども部会、就労部会、権利擁護部会の4つの専門部会が設置されており、今回は、権利擁護部会についてご紹介します。



後列左から

やすひろ ひでお いさお ゆうじ
清家康弘さん、濱本秀雄さん、山田功さん、岡雄次さん
こうへい ただし
越智田耕平さん、吉本忠司さん

前列左から

かおり ゆかり くみ
入江香さん、保村由加里さん、吉田公己さん

権利擁護部会

権利擁護部会は、愛南町社会福祉協議会、地域活動支援センターいろり、町内の障がい者団体、行政職員の10名の委員で障がい者の権利侵害や差別事象の情報共有、障がいや障がい者の理解促進に向けた啓発活動を行っています。

10月7日(月)に役場本庁会議室で令和元年度2回目となる部会が開かれました。今回の部会では、今年度実施予定の障がい者のニーズ調査に関することや障がい者から声が寄せられている障がい者等専用駐車場の利用マナーについて話し合いが行われました。全ての人が共生できる地域づくりに向けて、権利擁護部会長の保村由加里さんは、「愛南町にも障がいについて話し合う場がある事を知っていただき、この活動をとおして、障がいのある方もない方も安心して生活できる愛南町にしていきたい」と目標を話されました。(今年度は12月、2月にも開催する予定です。)

「障害」の「害」の字に係るひらがな表記の導入について

愛南町では「障害者差別解消法」の施行にともない、平成28年4月から「障害」の「害」の字をひらがな表記に変更しています。これにより、「障害」という言葉が、「人や人の状態」を表す場合は、ひらがな表記としています。

※法令等の名称・用語や他の機関、団体、大会名等の固有名詞は漢字のまま表記しています。

「障害者週間」をご存じですか？

「障害者週間」は平成16年6月の障害者基本法の改正により、障がい者福祉について、広く関心と理解を深めるために作られました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から9日までの一週間で、障がいのある方が、あらゆる分野に積極的に社会参加できることを目的としています。

県内では、「障害者週間」に合わせて12月5日から14日の間、愛媛県美術館において「愛顔ひろがる えひめの障がい者アート展」が開催されるほか、各地でも障がい者の社会参加に向けた取り組みが行われます。愛南町の事業者の皆さまも「障害者週間」に何か取り組みをしてみませんか？

障がいのある方にもお越しいただくための特別なサービスやイベント、取り組みなどを検討している方がおられましたら、その取り組みについて役場本庁保健福祉課(電話:72-1212)までお聞かせください。



総務省2018年度「障害者週間ポスター」



障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別的取扱いを解消して、障がいのある方もない方も平等に生活できる社会づくりを推進するために、平成28年4月からスタートしています。

この法律は、皆さん一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区別や制限に気付き、その障壁（バリア）を解消していくためのものです。差別をなくしていくことは全ての人に求められる責務で、身近なところに障がい者へ気遣いできることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。



例えば

- 障がいのある人を見かけたら積極的に声をかけて協力を申し出る。
- バスなどで席を必要としている人がいたら、優先座席でなくても席を譲る。
- 車いす利用者などが手の届かないものを代わりにとって手渡す。
- 障がい者等専用駐車スペースには、必要のない人は駐車しない。

思いやりあるやさしいまちづくりを目指しましょう。

パーキングパーミット制度



身体障がい者等用
駐車場利用証

駐車場利用証使用例



愛媛県では、障がい者、高齢者で歩行が困難な方、あるいは出産前後やけがで一時的に歩行が困難な方に対して、パーキングパーミット（利用証）を交付し、施設の身体障がい者等用駐車場の適正な利用を働きかける「パーキングパーミット制度」を開始しています。本当に必要とする方の駐車スペースが確保できるよう、ご協力をお願いします。



愛南町
ホームページ

ヘルプマーク



ヘルプマークとは、十字マークとハートの入った赤色のストラップです。義足、内部障がい、難病など、一目では手助けを必要とすることが分かりにくい障がいへの理解や妊娠初期の人が周囲に理解と配慮を求めるためのものです。

ヘルプマークを見かけたら

- 公共交通機関では席をお譲りください。
- 商業施設等で困っている方には、積極的にお声がけください。
- 災害時には、安全に避難するための支援をお願いします。

●パーキングパーミット・ヘルプマークが欲しい方は
役場本庁保健福祉課、役場各支所で配布しています。
家族や支援者など代理の方でも受け取れます。
パーキングパーミットは、歩行が困難な方に限られますので、
障害者手帳、母子手帳等の証明書類の提示が必要です。
※詳しくは、役場本庁保健福祉課までお問い合わせください。
◆問い合わせ 保健福祉課 電話：72-1212